

京都市収入役及び区収入役の職務代理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第111号

京都市収入役及び区収入役の職務代理規則の一部を改正する規則

京都市収入役及び区収入役の職務代理規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「または」を「, 又は収入役が」に改め, 同条第2項中「にともに」を「に共に」に, 「またはともに」を「, 又は収入役及び会計室長が共に」に, 「会計室会計課長」を「会計室次長」に改め, 同条第3項中「及び会計室長並びに会計室会計課長とともに」を「, 会計室長及び会計室次長と共に」に, 「またはともに」を「, 又は収入役, 会計室長及び会計室次長が共に」に, 「, 収入役」を「における収入役」に, 「, 号給がともに」を「及び号給が共に」に, 「, 在職年数がともに」を「及び在職年数が共に」に, 「, 年齢もまたともに」を「及び年齢が共に」に改める。

附 則

この規則は, 平成17年4月1日から施行する。

(会計室会計課)